

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター第3期中期計画

第1 はじめに

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「法人」という。）は、平成19年度の設立以来「人としての尊厳を第一に安全・安心の医療をめざす」を基本理念に掲げ、公立病院として精神科医療を中心とする事業に取り組んできた。休日・夜間を含む精神科救急医療、児童・思春期精神科医療、薬物等依存症医療、司法精神科医療など、高度で専門的な政策医療を積極的に展開し、医療水準の高さと病院経営の健全さで全国的にも有数の病院として評価を受けるまでになった。

第3期中期計画においては、岡山県保健医療計画に基づき、多様化する医療ニーズに対応するため、救急・急性期医療、在宅医療、精神・身体合併症医療など必要な分野への人材確保と育成を図るとともに、先端技術の導入など病院機能の高度化による精神科医療の充実と地域の保健・福祉機関、医療機関、教育機関等との連携を強化しながら精神疾患のある人々の治療と地域生活支援にも重点を置くなど諸課題の解決に積極的に努める。

そのため、ここに第3期中期計画を定め、これに基づき引き続き法人の使命を達成すべく全職員が一丸となって中期目標達成のために業務遂行に当たることとする。

第2 中期計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮

(1) 政策的医療の推進

① 良質で高度な医療の提供

- ・精神科医療の中核病院として、高度な判断を要する患者及び対応困難な患者に対して早期社会復帰を実現するためにチーム医療の充実を図り良質で高度な医療の提供を行う。
- ・精神疾患の重症化を予防するため、早期から密度の濃い医療の提供に努め、その成果を情報発信する。
- ・公立病院として求められる役割を明確にし、政策的医療の推進について着実に取り組む。

② 精神科救急医療の充実

- ・決して断らない病院として、精神科救急患者を24時間365日受け入れる体制を整備し、精神科医療の中核としての役割を果たす。

③ 心神喪失者等医療観察法に関する医療の充実

- ・入院処遇対象者に対して病状の改善及び再発防止を図り、早期社会復帰を目指してチーム医療を充実するとともに通院処遇対象者についても保護観察所等の関係機関と連携して、地域での生活支援を行う。

(2) 児童・思春期精神科医療の充実

① 専門治療機能の充実

- ・「子どもの心の拠点病院」として専門治療機能を充実するとともに発達障害に携わる医師・専門職の育成を図り、全県的なネットワークづくりを行う。

② 総合支援システムの強化

- ・発達障害など精神的な疾患のある児童の増加に対応するため、市町村・学校・児童相談所・診療所・児童福祉施設・警察等との連携を「面」として整備する「岡山県モデル」の推進に協力し、子どもや家族、関係者等の支援を行う。

③ 臨床研究の充実

- ・広汎性発達障害児等児童・思春期に特有な精神疾患治療に関する調査研究を行う。

(3) 精神科医療水準の向上

① 調査・研究及び関係機関との連携

- ・精神疾患の原因や病態解明に向けた研究を充実させるため、岡山大学と強力で連携する。また、他の研究・医療機関とも連携を進め、診断・治療法の開発などに努める。

② 精神科医療従事者への研修

- ・県内の精神科医療従事者及び関係機関職員の資質向上を目指し、研修生・実習生の受入れ及び研修会を開催する。

③ 地域に根ざした精神医療提供体制の構築

- ・岡山県保健医療計画の確実な実施のため「自殺対策を含むうつ病対策」「入院医療の急性期への重点化」「病床の機能分化」「訪問看護など在宅医療を提供する機能の充実」等を通じて地域に根ざした精神医療提供体制の構築を図る。
- ・高齢化の進展による社会的要請と地元ニーズに対応するため、診療所・介護施設等との連携により高齢者の精神疾患への専門的な取組を行う。

④ 海外の研究・医療機関との技術交流

- ・先進医療を習得するため職員を海外の研究・医療機関に派遣する。

(4) 精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及

① 普及活動

- ・地域住民、事業所、医療機関等に対して精神科医療に関する情報発信を積極的に行い、精神障害者が地域の一員として安心して生活できるよう理解を深めるための普及活動をする。

② ボランティアとの協働

- ・地域住民や学生等ボランティアの受入れを行うとともに、地域との交流会の実施や各種行事に積極的に参加するよう努める。

(5) 災害対策

① 災害支援

- ・岡山県地域防災計画等に基づき「災害時精神科医療中核病院」として医療支援を行うほか、県内精神科医療の提供レベルが低下しないよう被災者及び被災した医療機関等への支援を行う。
- ・全国的な規模の災害支援については、求められる支援を積極的に行い、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の中心的な役割を担う。

② 危機管理体制

- ・災害時の被害を最小限に止めるための対策を講じる。また、被災後の早期復旧が可能となるよう施設の維持管理を徹底し、職員へ周知するなど危機管理体制の強化を行う。
- ・受援体制については早期に被災地域で精神科医療及び精神保健活動が効率的に行えるよう体制を構築する。
- ・災害時の障害者や高齢者のための緊急一時避難所として役割を果たす。

2 患者や家族の視点に立った医療の提供

(1) 患者の権利を尊重した医療の提供

① 患者への適切な情報提供

- ・患者中心の医療を常に実践し、インフォームド・コンセントを徹底する。また、セカンドオピニオンにも積極的に対応する。
- ・法人の取組及び地域医療機関との連携等について、わかりやすくホームページに掲載するなど、情報発信を充実する。

② 職員教育

- ・全職員及び契約事業者が、法令等を遵守し、適切な言動が常にとれるよう職員教育を徹底し、患者の権利を尊重した患者中心の医療提供を実施する。

(2) 患者・家族の満足度の向上

- ・相談窓口、意見箱等で寄せられる苦情及び相談について必要な改善を適宜行い、医療及びサービスの質の向上を図る。
- ・患者が院内で快適に過ごすことができるよう、療養環境の向上、安全かつ良質で食生活の改善に繋がる入院食の提供等を行う。

3 医療の質及び安全の確保

(1) 医療水準の向上

① 優れた医療従事者の確保

- ・精神科領域の各分野に対して専門的に対処できる医療従事者が必要であるため、病院の特長を発信するとともに大学、医療機関との連携を深めながら優れた人材を確保できるよう努める。

② 高度な専門性を持つ職員の養成

- ・専門医、認定医、認定看護師等、専門性の高い資格取得に向けて、長期・短期留学などの研修制度をより充実させる。

(2) 医療安全対策の徹底・検証

- ・全職員が患者の安心、安全を最優先にして迅速かつ万全な対応を行うことができるよう医療安全管理対策委員会を中心として、医療安全に関する情報の収集及び分析を行い、医療安全対策の徹底及び医療安全文化を醸成する。

4 患者の自立と社会参加に向けての取組の強化

(1) 地域移行・生活支援のための体制整備

① 精神科医療ニーズに即応する体制

- ・クリティカルパスを活用して患者の疾病、病態及び自立の程度にあわせてリハビリテーション

を実施する。

- ・多職種によるチーム編成により、入院医療中心から地域生活中心にした医療への転換を図る。
- ・退院後に地域において孤立しないための仕組みづくりができるよう、必要に応じて入院中から行政、関係機関等と連携して、患者の退院支援を行う。

② 患者の自立と社会参加

- ・患者の自立と社会参加を積極的に支援するため、相談機能を充実するとともに関係機関、福祉施設等との連携を強化する。

(2) 地域医療連携の強化

- ・地域医療機関の機能を把握し、連携及び協力体制の充実を図り、病態や患者のニーズに応じた紹介、逆紹介を積極的に行い病診・病病連携を推進する。
- ・身体合併症のある患者に対し、適切な医療を提供するため、他の医療機関との連携をより一層緊密なものとする。
- ・県内における精神科医療資源の乏しい地域においても住民が質の高い精神科医療を受けられるよう、地域の行政機関や医療機関と連携し医療従事者を派遣する。

(3) 訪問・通所型医療の提供

- ・精神障害者が地域で生活するため、関係機関とのネットワークを構築し、デイケアなどの通所サービスの提供並びに専門職種による訪問支援や訪問看護を実施する。
- ・精神科医療資源の乏しい地域に居住する障害者や受療中断者等を対象にした訪問医療・支援事業を実施する。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 長期的な視点に立った病院経営戦略の構築

地方独立行政法人の特長である機動的かつ弾力的な意思決定方法をいかし、県民のニーズに沿った政策医療の推進と健全経営を継続する。

2 業務運営の不断の見直し

(1) 予算執行について

- ・運営費負担金の使途に関しては、透明性を担保し適正な運用を図る。また、診療報酬収入に基づく業務の執行に関しては、効率的かつ効果的な運用により、健全経営が継続するよう取り組む。

(2) 委託、売買、請負等の契約について

- ・委託業務は、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、内容に応じた的確かつ効率的な委託業務の管理を行う。
- ・売買、請負等の契約は、透明性・公平性を確保する。また、緊急を要するものや軽易なものについては、迅速かつ柔軟に対応し、内容に応じた的確かつ効率的な契約を行う。
- ・薬品や診療材料、給食材料に関しては、市場価格の推移や必要性を基に適正かつ公正な価格にて購入する。

(3) 収入の確保

- ・診療報酬請求のチェック体制を強化し、請求漏れの防止対策に努める。
- ・診療報酬改定等をはじめ各種制度の変化に迅速に対応するため適切な施設基準を取得し、収入の確保を図る。
- ・未収金発生未然防止対策に積極的に取り組むとともに、未収金の早期回収を図る。

第5 予算、収支計画及び資金計画

「第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた計画・対策を確実に実施することにより、財務内容の改善を図り、収支の黒字化を目指す。

- 1 予算 別紙1
- 2 収支計画 別紙2
- 3 資金計画 別紙3

注) 運営費負担金等

運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

第6 短期借入金の限度額

- 1 限度額 500百万円
- 2 想定される理由

賞与の支給等、資金繰り資金への対応

第7 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期目標期間中の計画はない。

第8 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（病院施設の整備・修繕、医療機器の購入等）に充てる。

第9 料金に関する事項

1 入院料及び諸料金

- (1) 入院料及び諸料金の額は、直近の厚生労働省告示の診療報酬の算定方法により算定した額の合計額とする。
- (2) (1)に規定するものの他については、下表に掲げるとおりとし、下表に掲げる以外のものは、理事長が公共性・経済性の観点から総合的に勘案し別に定めるものとする。

区 分	単 位	金 額 (円)
診断書	簡易なもの 1通につき	1, 0 2 0
	複雑なもの 1通につき	4, 7 2 0
	その他のもの 1通につき	1, 7 4 0
診断書以外の証明書	1通につき	8 6 0
室料差額（医師の指示による入室の場合を除く。）	A室 1日につき	9, 8 0 0
	B室 1日につき	5, 4 0 0
	C室 1日につき	5, 0 0 0
	D室 1日につき	2, 2 5 0

2 徴収猶予

理事長は、1の規定による入院料及び諸料金の納付の資力がないと認める者、その他必要と認める者に対しては、相当の期間を定めて徴収を猶予することができる。

第10 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び医療機器の整備に関する計画

医療機能の分化と連携の推進を確実に進めるため、求められる機能及び役割を果たすための施設整備をはじめ医療機器の導入を計画的に行う。

また、児童から高齢者まで多様化する精神科医療ニーズに対応するため、受診しやすい環境を整備し、利用者の利便性の向上を図る。

2 適正な就労環境の整備と人事管理

(1) 就労環境の整備

- ・働きやすい職場環境を整備するとともに、多様な勤務形態を導入するなどワークライフバランスに配慮した満足度の高い職場づくりを行う。

(2) 人事管理

① 人事評価制度

- ・業績や行動を職員の給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理に活用するために、更に公正で客観的な人事評価システムを構築する。

② 給与制度

- ・職員の勤務成績や能力などを考慮し、意欲向上に資する給与制度を構築する。

3 情報管理の徹底

個人情報取り扱いについての情報管理体制の強化を図るとともに情報開示については県条例に基づき適切に運用する。

4 中期目標の期間を超える債務負担

(単位：百万円)

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	1, 3 9 1	3, 3 4 1	4, 7 3 2

5 積立金の使途

前期中期目標期間繰越積立金については、病院の設備整備、計画的修繕、研究、医療機器の購入、移行前地方債償還債務の返済等、中期計画に定められた医療の確保の財源として充てる。

別紙1 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター予算（平成29年度～平成33年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
営業収益	18,931
医業収益	15,988
運営費負担金収益	2,652
その他営業収益	291
営業外収益	239
運営費負担金収益	193
その他営業外収益	46
資本収入	1,326
運営費負担金	927
長期借入金	0
その他資本収入	399
その他の収入	0
計	20,496
支 出	
営業費用	17,533
医業費用	16,161
給与費	11,421
材料費	1,549
経費	3,056
研究研修費	135
一般管理費	1,372
給与費	1,003
経費	369
営業外費用	362
資本支出	2,380
増改築工事	989
資産購入費	0
償還金	1,391
その他の支出	0
計	20,275

※ 各項目の数値は端数を四捨五入しており、各項目の数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。

別紙2 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター収支計画（平成29年度～平成33年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収益の部	
営業収益	19,899
医業収益	15,988
運営費負担金収益	3,579
資産見返負債戻入	41
その他営業収益	291
営業外収益	239
運営費負担金収益	193
その他営業外収益	46
費用の部	
営業費用	18,749
医業費用	17,293
給与費	11,421
材料費	1,549
減価償却費	1,132
経費	3,056
研究研修費	135
一般管理費	1,456
給与費	1,003
減価償却費	84
経費	369
営業外費用	362
臨時損失	0
純利益	1,027
総利益	1,027

※ 各項目の数値は端数を四捨五入しており、各項目の数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。

※ 総利益には、設備取得資金償還に見合う経常費助成の運営費負担金収益が含まれる。

別紙3 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター資金計画（平成29年度～平成33年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	21,686
業務活動による収入	20,097
診療業務による収入	15,988
運営費負担金による収入	3,772
その他業務活動による収入	337
投資活動による収入	399
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	399
財務活動による収入	0
金銭出資の受入による収入	0
長期借入による収入	0
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	1,190
資金支出	21,686
業務活動による支出	17,895
給与費支出	12,424
材料費支出	1,549
その他の業務活動による支出	3,922
投資活動による支出	989
有形固定資産の取得による支出	989
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	1,391
長期借入金の返済による支出	0
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,391
次期中期目標期間への繰越金	1,411

※ 各項目の数値は端数を四捨五入しており、各項目の数値の合計と計の欄の数値は一致しないことがある。